

四日市市告示第467号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画の変更（地区計画の決定）をしたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

なお、本件については、四日市市都市計画まちづくり条例第16条第2項に定めるところにより、都市計画の変更（地区計画の決定）の理由を別紙で添付する。

平成27年12月3日

四日市市長 田中 俊行

- 1 都市計画の種類及び名称
種類：四日市都市計画地区計画
名称：小古曾地区地区計画
- 2 都市計画を定める土地の地区
都市計画の図書において表示する。
- 3 縦覧場所
四日市市諏訪町1番5号
四日市市 都市整備部 都市計画課

(都市整備部都市計画課)

(別紙)

地権者からの都市計画提案に対する都市計画の変更を必要と判断した理由

1. 提案された都市計画の名称

小古曽地区地区計画

2. 位置

四日市市小古曽四丁目1602-1

四日市市小古曽五丁目1718-4、1866-3

3. 面積

約11.9ha

4. 判断理由

提案内容は、市街化区域において新たな住宅市街地を整備することに伴い、良好な住環境を将来にわたって維持、増進させていくものであるため、小古曽地区地区計画として都市計画を変更（地区計画を決定）する。

(都市整備部都市計画課)